

○国土交通省告示第二百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤田字内津留地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 熊本県玉名市月田字向津留地内

熊本県玉名郡和水町江田字川原及び字氏無、原口字橋口、字六田及び字津留、藤田字下津留、字上津留、字中津留及び字内津留並びに前原字内津留地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤田字内津留地内までの左岸延長1,380mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川菊池川水系菊池川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川菊池川水系菊池川（以下「菊池川」という。）は、熊本県阿蘇市の深葉山を水源とし、支川の迫間川、合志川、岩野川等と合流しながら、菊鹿盆地を貫流し、玉名平野に入り、支川の木葉川及び繁根木川と合流し有明海に注ぐ、幹川流路延長71 km、流域面積996 km²に及ぶ河川である。

菊池川は、その流域に熊本県北部の主要都市である菊池市、山鹿市及び玉名市を擁し、治水上重要な河川となっているが、その流域は、年平均降雨量が約2,200mmに達する多雨地域であることなどから、たびたび洪水に見舞われており、平成2年7月の梅雨前線に伴う豪雨では、死者1名、全・半壊家屋22戸、浸水家屋2,227戸の甚大な被害が発生している。

菊池川水系の治水対策は、平成20年3月に菊池川水系河川整備基本方針が、平成23年9月に菊池川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、年超過確率1/30年規模の洪水に対応し、基準地点である玉名における目標流量を3,700m³/秒とし、そのうち100m³/秒を竜門ダムで調節し、3,600m³/秒（以下「河道配分流量」という。）を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成23年10月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシの生育が確認されているが、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存

在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤及び高水敷の掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、本件区間に築堤を行い、かつ高水敷を掘削する案（以下「申請案」という。）、河道を掘削する案及び築堤を行い、かつ河道を掘削する案について検討が行われている。3案を比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、出水期・非出水期にかかわらず施工できるため施工期間が短く、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、菊池川流域の自治体の長からなる菊池川改修完遂期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

ていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県玉名市役所及び同県玉名郡和水町役場